

一般社団法人 まちにわひばりが丘

定 款

平成26年 6月27日 認証

平成26年 6月27日 設立

定 款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人まちにわひばりが丘と称する。

2. 英文名称は Ippan Shadan Hojin Machini-Wa Hibari とする。

第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を東京都西東京市に置く。

第3条 (公告方法)

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

当法人は、ひばりが丘団地再生事業区域のエリアマネジメントを行い、ひばりが丘団地再生事業区域の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるとともに、お住まいの人々のコミュニティ形成と地域の活性化を推進し、防災・防犯、自然との共生、歴史・伝統の継承、多世代交流と子育て支援、街づくりの学習の機会創出を行うことを目的とする。

第5条 (事業)

当法人は前条の目的を果たすために次の事業を行う。

- (1) ひばりが丘団地再生事業区域の街づくりに関する企画
- (2) ひばりが丘団地再生事業区域のにぎわいの創出
- (3) ひばりが丘団地再生事業区域に関する情報収集及び広報活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人の目的を達成するために必要な事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

第6条 (会員の種別)

当法人の会員は、正会員、特別会員、個人会員及び賛助会員とし、次の要件を満たす者とする。

(1) 正会員は、ひばりが丘団地再生事業区域の居住者で構成された管理組合及び管理組合法人並びに戸建街区における組合及びそれに準じた団体とする。

(2) 特別会員は、ひばりが丘団地再生事業区域において、当法人の目的達成のために事業に携わる個人又は団体とする。

(3) 個人会員は、ひばりが丘団地再生事業区域におけるA街区、D1街区、D2街区、E2街区、G街区、H街区に住居を所有している個人又は団体並びに所有している個人又は団体に選任された居住者とする。

(4) 賛助会員は、当法人の目的に賛同する個人又は団体及び総会において推薦された個人又は団体とする。

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

第7条 (入会及び退会)

当法人の会員として入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書を提出し、代表理事の承認を得なければならない。ただし、正会員は理事会における承認事項とし、特別会員及び個人会員は入会届を当該会員が所属する正会員を通して理事会に提出するものとする。

2. 会員は、退会届を代表理事に提出して、理事会への届出を経て退会することができる。ただし、個人会員は、退会届を当該会員が所属する正会員を通して代表理事に提出するものとする。

3. 前項の規定にかかわらず、会員は、やむを得ない事由があるときは、退会届を提出し、退会することができる。

第8条 (会費)

当法人の会員は、総会において別に定める規程に基づき会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格喪失)

会員が次のいずれかに該当する場合には、会員は資格を当然に喪失する。

- (1) 第7条第2項及び第3項に規定する場合
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 未納分の会費について支払催告を受けた後、3月以内に当該会費を納めなかつたとき
- (4) 次条に基づき除名されたとき

第10条 (会員の除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当法人は総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他規程に違反したとき
- (2) 当法人の目的及び活動にそぐわない、又は当法人の名誉を傷つける重大な不正や不祥事があつたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2. 前項各号の規定により、会員を除名しようとするときは、除名を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条 (拠出金品の不返還)

当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

第12条 (構成)

総会は、すべての正会員（以下「社員」という。）をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

第13条 (権限)

総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額並びに報酬規程の作成及び改廃
- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第14条 (開催)

総会は、定期総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

第15条 (招集)

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第16条 (議長)

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第17条 (議決権)

総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第18条 (議決)

総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の総数の半数以上であって、総社員の総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 理事又は監事を解任しようとするときは、解任決議を行う総会において、その理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

第19条 (代理による議決権の行使)

総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面（委任状）を当法人に提出又は電磁的記録を送信しなければならない。

第20条 (決議及び報告の省略)

理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

第 21 条 (議事録)

総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 議長並びに出席した理事及び監事の氏名
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (5) その他法令等に定められた事項

2. 前項の議事録には、議長及び総会で選任された理事2名が前項の議事録に記名押印し、当法人の主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員等

第22条 (役員の設置)

当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上とする。

(2) 監事 1名以上とする。

2. 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を副代表理事とすることができます。

第23条 (選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4. 理事のうち、理事のいづれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第24条 (理事の職務権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の職務を分担執行する。

3. 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第25条 (監事の職務権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第26条 (役員の任期)

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3. 任期満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期は、前任

者の任期の満了までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了するときまでとする。

第 27 条 (報酬)

理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 28 条 (責任の免除)

当法人は、理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 29 条 (責任限定契約)

当法人は、外部理事及び外部監事との間で、法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 理事会

第 30 条 (構成)

当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 31 条 (権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

第32条 (招集)

理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事全員が理事会を招集する。
3. 前項の場合において副代表理事が欠けたとき又は副代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 33 条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第 34 条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (4) 議長並びに出席した理事及び監事の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (6) その他法令等に定められた事項

2. 前項の議事録には、理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印し、当法人の主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第 7 章 委員会等

第 35 条 (委員会等)

当法人の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

第36条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第37条 (事業計画及び収支予算)

当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

第38条 (事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更、解散及び清算

第39条 (定款の変更)

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第40条（解散）

当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由及び当法人の目的を果たしたと理事会が認める場合、あるいは目的を遂行できなくなったと理事会が認める場合並びに理事監事が不在となった場合により解散する。

第41条（残余財産の帰属等）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

第42条（事務局）

当法人の事務を処理するため、理事会の決議により、事務局を設置し、又は事務局機能の一部又は全部を外部委託することができる。

2. 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第11章 附 則

第43条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

第44条（委任）

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第45条（最初の事業年度）

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

第46条（設立時役員）

当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	松岡 康成
設立時理事	柏木 恒二
設立時理事	望月 激
設立時代表理事	大阪府枚方市東香里二丁目15番4号 松岡 康成
設立時監事	高原 功

第47条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 大阪市北区梅田三丁目3番5号
名称 大和ハウス工業株式会社
- 2 住所 東京都港区芝五丁目34番6号
名称 株式会社コスモスイニシア

第48条（設立時の主たる事務所）

当法人の主たる事務所は、次のとおりである。

東京都西東京市ひばりが丘三丁目1616番1

以上

以上、一般社団法人まちにわひばりが丘を設立するため、設立時社員 大和ハウス工業株式会社及び株式会社コスモスイニシアの定款作成代理人である司法書士法人星野合同事務所（代表社員 星野 大記）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年6月27日

設立時社員 大阪市北区梅田三丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社

東京都港区芝五丁目34番6号
株式会社コスモスイニシア

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都中央区日本橋本石町三丁目1番2号
ダヴィンチ新常盤橋2階
司法書士法人星野合同事務所
代表社員 星野 大記

司法書士法人
星野合同事務所
代表社員星野大記